

平成26年度当初予算編成方針のポイント

平成25年10月
財 政 課

1 基本方針

- (1) 財政改革の着実な実行
- (2) 平成26年度重点施策の推進
- (3) 役割分担等を踏まえた施策の構築

- 拡大傾向にある収支不足の圧縮、基金取崩しに頼らない持続性のある財政構造への転換が喫緊の課題であり、「みやざき行財政改革プラン」に掲げる第三期財政改革推進計画の着実な実行を最重要課題として取り組む。
- 財政が厳しい中であっても、本県が抱える政策課題に対応した施策は積極的に推進することとしており、「未来みやざき創造プラン（アクションプラン）」の総仕上げとなる平成26年度は、次の3つの施策に重点的な措置を講じるものとする。

平成26年度重点施策	① 将来の発展と地域を支える人財づくり
	② 競争力と成長性のある産業づくり
	③ 安全・安心で魅力ある地域づくり

- すべての事業について必要性や県の役割を検証し、事務事業を構築するとともに、ボランティアやNPO活動との連携・協働に取り組み、県民の総力を挙げた施策の推進によって、自立した行財政運営の実現を図る。

2 歳入に関する事項

- (1) 税制改正など国の動向、経済情勢の推移等に留意の上、積極的な歳入確保に努力
- (2) 財政の健全性を確保するため、県債発行は可能な限り抑制
- (3) 徹底的な見直しによる自主財源の確保

- 税制改正、経済情勢の推移等に十分留意し、適正な課税や徴収率の向上、滞納の縮減、市町村との連携に取り組み、県税収入の確保に努める。
- 国の動向に留意し、地方交付税等の適正な見積り及び国庫支出金の確保に努める。
- 財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債などの特例的な県債を除き、可能な限り県債発行額を抑制する。
- 使用料及び手数料の見直し、財産収入の確保、ネーミングライツや新たな広告媒体の検討など、積極的に自主財源の確保を図る。

3 歳出に関する事項

- (1) 義務的経費を含むすべての事務事業についてゼロベースから徹底した見直し
- (2) 財政改革の着実な実行を図る観点から、平成26年度についても予算要求限度額を設定。なお、今後、国における予算措置の状況や制度改革の検討状況など、その動向等を見極めた上で、編成過程において適切に対応

○ 予算要求限度額

公 共 事業費 (事務費 を含む)	補助公共事業費(交付金事業を含む。)	25年度当初予算額(県債充 当分の一般財源額をいう。以 下同じ)の90%以内
	県単独公共事業費(維持管理経費を除く。)	25年度当初予算額の95% 以内
	直轄事業負担金(新直轄分を除く。)	
	県単独公共事業費(維持管理経費分) 直轄事業負担金(新直轄分)	所要額
公 共 事業費 以 外	庁舎等維持管理基本経費	25年度当初予算額の97% 以内
	その他の経費(義務的経費等を除く。)	25年度当初予算額の75% 以内
	新規・改善事業	事務事業見直しの実績等を踏 まえ配分する要求枠の範囲内

※ 消費税率の改定に伴う経費増については、必要に応じて予算要求限度額とは別途加算する。

○ 特別枠の設置

平成26年度重点施策を推進する観点から、上記予算要求限度額とは別に、県内経済の活性化や緊急的な防災対策として必要な公共事業等を対象とした特別枠を設け、予算の重点化を図ることを検討する。

○ 留意点

- ・ 人件費の抑制、物件費等の節約、公共事業のコスト縮減、県単独補助金の見直し等により歳出削減を図る。
- ・ 県単独補助金については、補助の目的や効果、交付の規模、実施期間等の観点から、ゼロベースからの徹底的な見直しを行う。なお、見直しに当たっては、関係団体への十分な説明を行う。
- ・ すべての事務事業について、国、県、市町村及び県民のそれぞれの役割を的確に判断し、責任分野と負担区分の明確化を図る。
- ・ 職員一人ひとりが徹底したコスト意識を持って経費節減を図るとともに、予算措置を伴わない「ゼロ予算施策」も積極的に推進する。

- ・ 不適正な事務処理の再発防止策を確実に実行するため、需用費や備品購入費等の適正な積算等のほか、「調整事務費」及び「メリットシステム」の活用を図る。
- ・ 予算要求状況等の適時適切な公表など、引き続き、予算編成過程の透明化に努める。
- ・ 財政健全化法の趣旨を踏まえ、一般会計のみならず、特別会計、公営企業会計、公社、第三セクターまで含めた県全体としての財政状況に留意する。

(参考)	今後の日程(予定)	1月8日	……	各部要求書締切
		1月中旬	……	総務部長査定
		1月下旬	……	知事査定

平成26年度における重点施策

平成26年度は、「未来みやぎ創造プラン（アクションプラン）」の総仕上げとして、本県が将来にわたって持続的に発展するための基盤づくりに取り組むとともに、人づくり（人材育成）の観点も加えながら、「復興から新たな成長に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、厳しい国際競争・地域間競争に対応することのできる成長産業の育成等を引き続き推進することとする。

具体的には、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた「みやぎ東京五輪おもてなしプロジェクト（仮称）」も視野に入れつつ、次の3つの重点施策に適合する新規性・モデル性の高い事業について、重点的な措置を講じるものとする。

1 将来の発展と地域を支える人財づくり

(1) グローバルな視点を持ち、未来を切り拓く次世代の育成

交流・研修等を通じた国際理解、小中高を通じた総合的な学力向上、キャリア教育等による職業観の育成や適切なマッチングによる就職定着の取組の推進

(2) 産業と雇用の核となる人財の育成

経営革新や新規創業で中小企業・成長産業を主導する人財及び優れた生産技術と経営感覚で農林水産業を支える人財の育成

(3) 女性の一層の活躍と高齢者の生涯現役に向けた支援

ワークライフバランスをはじめとする女性の活躍を後押しする取組の推進及び高齢者が活躍する場や機会の拡充と相談窓口の連携強化

2 競争力と成長性のある産業づくり

(1) 地域経済・雇用をけん引する成長産業の育成加速化

基本方針に示した「フードビジネスの推進」、「畜産の新生」、「新エネルギーの利活用」及び「東九州メディカルバレー構想の推進」の加速化

(2) 地域経済・雇用の基盤を担う中小企業・農林水産業の振興

創意工夫で可能性を切り拓く中小企業の挑戦や生産性向上等を通じた農林水産業の更なる活性化の推進

(3) 東九州の新時代を見据え、国内外の活力を取り込む観光・交流の推進

基本方針に示した「交通・物流ネットワークの充実」や「アジア市場の開拓」へ向けた取組及びMICE（※）の積極的な誘致やスポーツランドみやぎの一層の推進

※ MICE…Meeting（会議）、Incentive Travel（報奨・研修旅行）、Convention（団体・学会等が行う国際会議）、Exhibition/Event（展示会・見本市・イベント）の頭文字

3 安全・安心で魅力ある地域づくり

(1) 防災力の強化や減災対策

災害時に命を守るための「自助」・「共助」の強化を中心とした対策や社会資本の整備等による災害に強いしなやかな地域づくりの推進

(2) 地域全体で取り組む生涯健康づくりや子育て支援の推進

いつまでも元気で暮らせる健康づくりや安心して子どもを産み育てられる地域づくりに向けた取組の推進

(3) 中山間地域をはじめとする地域の活性化

市町村間の連携や広域振興の促進及び民間・地域主体による協働事業の推進